

環境保全課(内線149)

8月15日(日)の精霊流しの集積所は1カ所です

内 容 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年各地区で設置している集積所は今年度も開設されません。各自で浄水管理センターまで持ち込んでください。

集積所 市浄水管理センター(松山町565-1)

搬入日時 8月15日(日)、15時～21時 16日(月)、9時～16時

搬入方法 混雑を避けるため、できるだけトラックなどで搬入してください。

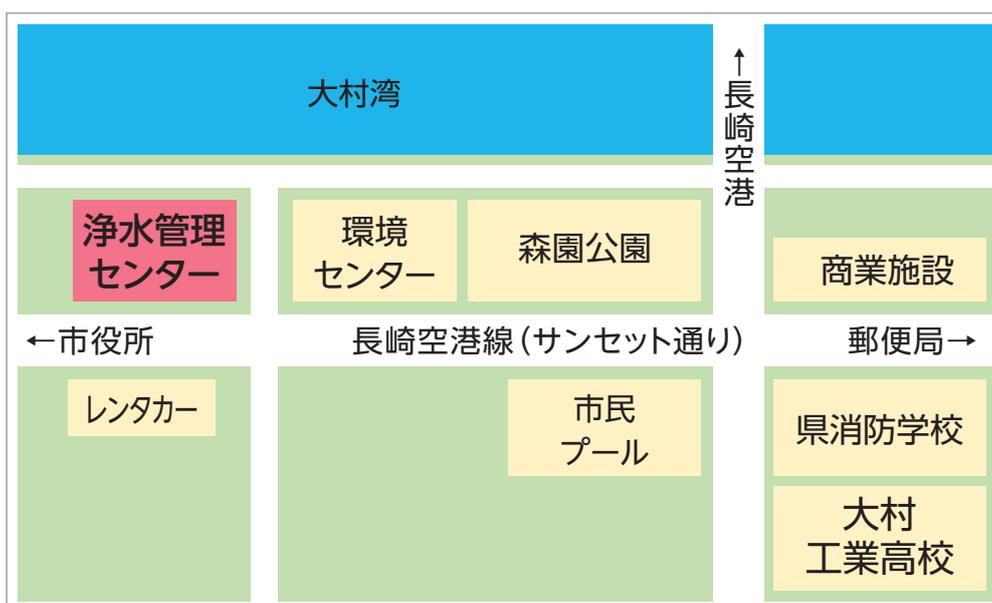
精霊船 大きさは、全長3m以下(みよし部分を含む)、全幅2m以下、担いだときの高さは3m以下、プラスチック系材料は控え、小型化・軽量化にご協力ください。

注意事項

- ・供物は持ち込めません。(通常のごみ出し日に指定袋に入れて出してください。)
- ・拝礼所は設けません。
- ・花火(爆竹)は禁止です。
- ・マスク着用や少人数での持ち込み、発熱や風邪の症状があり体調がすぐれない場合は参加を控えるなど、感染症対策をお願いします。

◆道路の使用許可の申請・交付

申 請 先 全長2mを超える精霊船をひく場合は、道路使用許可申請書の提出が必要です。
※詳しくはお問い合わせください。
大村警察署交通課 ☎54・0110



安全対策課(内線214)

後付け急発進抑制装置の設置の補助金を交付します

内 容 市では、後付け急発進抑制装置の設置の国補助金に上乗せして、補助金を交付します。

補助金額 国補助金控除後の額の2分の1(上限10,000円)

※国の補助制度については、「次世代自動車振興センター」のホームページや、認定販売店などご確認ください。

◆市の補助の対象となる人

以下の①～⑥のすべてに該当する人(1人1回限り)

- ①次世代自動車振興センターの後付け装置補助金(いわゆる国補助金)による控除(補助の適用)を受けて装置を取り付けた人
- ②装置を設置した日の属する年度末において65歳以上の人
- ③装置設置日および申請日において大村市内に住所がある人
- ④有効期限内の運転免許証をお持ちの人
- ⑤市税の滞納がない人
- ⑥暴力団員などでない人

◆市の補助の対象となる車

- ①自家用車であること(車検証上の区分が「自家用」であること)。
- ②車検証上の使用者が申請者本人であること。
- ③原則、設置後1年間は装置を処分(売却・譲渡・廃棄など)しない予定であること。

◆申請方法

申請書に下記の書類を添えて、安全対策課に提出してください。

- 後付け装置設置証明書(取付店に作成してもらう書類です。)
- 運転免許証の写し、自動車検査証の写し、取り付け時のレシートなど

※申請書は、安全対策課にあります。

この他、市が住民基本台帳の情報と納税状況について確認することに同意いただけない場合は、「住民票の写し」と、「市税の滞納がないことの証明書類」が必要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響で被害を受けた人は保険料(税)の減免制度が利用できます

内 容 新型コロナウイルス感染症の影響により、被害を受けた人の納入・納税負担を軽減するため、申請により保険料(税)が全額免除または、一部減額となります。



◆対象となる保険料(税)

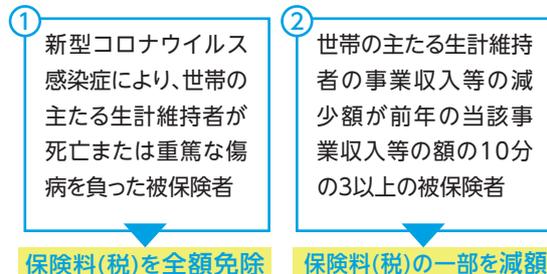
令和2年度相当分(※1)および令和3年度の
介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険税
 (※1)令和3年3月中に資格取得したことにより、令和3年4月以降に納期限が到来する保険料(税)

◆申請期間

7月15日(木)～翌年3月31日(木)

◆対象者と措置

次の①または②に該当する人



詳しくは市ホームページへ

◆問い合わせ先

- 介護保険料……長寿介護課 ☎20・7301
- 後期高齢者医療保険料……国保けんこう課(内線110)
- 国民健康保険税……税務課(内線122)